随意契約理由書（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当）

工事名称：寝屋川北部地下河川　古川取水立坑緊急排水工事

本工事は、令和8年6月26日の大雨により寝屋川北部地下河川の水位が想定を超えて急上昇し、古川取水立坑においてポンプ排水設備が故障したことから、仮設ポンプを設置し応急的に排水を行うものである。

その後の降雨に備え、一刻も早く排水し、地下河川の貯留容量を確保するとともに故障した排水設備の復旧を図る必要があることから、特に急迫を要する緊急の工事として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約を締結するものである。

契約締結にあたり、古川取水立坑下流の鶴見立坑において大林・日本国土・本間特定建設工事共同企業体が工事を施工中であり、本現場においても早急に対応することが可能なため、同社と随意契約を締結することとしたい。

なお、本工事は客観的理由の急迫を要する場合の契約であり、財務規則の運用第62条関係第2項第10号の規定により、比較見積りを省略する。